



## 月刊 こう食品法令 【2017年 9月号】

- 目次
- |           |            |              |
|-----------|------------|--------------|
| ① 今月のお知らせ | ② 先月の回収    | ③ 精選問題       |
| ④ 案内と解説   | ⑤ コラム【Q&A】 | ⑥ ちょっと深く、考える |
| ⑦ 海外シリーズ  |            |              |

# 【今月のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

平成29年(2017年)9月1日、食品表示法に基づく、食品表示基準の一部を改正する内閣府令が公布・施行されました。(基準2次改正)

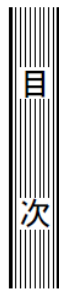
平成29年9月1日 金曜日 官 報 (号外第189号) (2分冊の1)

- 食品表示基準の一部を改正する内閣府令(内閣府四三)
- (省 令)
- 総務省組織規則の一部を改正する省令(総務五八)
- 電波法施行規則等の一部を改正する省令(同五九)
- 特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令(経済産業六七)
- 船員法施行規則等の一部を改正する省令(国土交通五〇)
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境二一)

(告 示)

○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無

(府 令)



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

猶予期間は  
平成34年  
(2022年)  
3月31日  
までです。

これまで一部の加工食品のみに義務付けられていた原料原産地表示について、全ての加工食品を対象にし、原材料として表示されている重量割合上位1位の原料を、原則として国別重量順で表示する新たな制度が開始され、大きな転換点となりました。これにより、消費者は、原料の原産地について、これまでよりも充実した情報を得ることが可能となりました。

「9月1日 官報 号外第189号 内閣府令第43号」資料から作成

※解説はPage1-2(会員)で記載しています。

# 先月の回収(2017年8月分) 回収事故の情報

2017年8月に公表された食品表示事故による回収件数で、企業告知、行政告知のあったものは30件(違反項目別件数37件)ありました。37件の内訳をまとめました。法規別では期限表示違反が32%、アレルギー違反が24%、一括表示の間違いが15%の順でした。回収対象の食品では、菓子類が32%、調理食品が29%の順でした。

<平成29年8月 こう食品法令 調べ>

事件	時期	違反内容
原産国の表示 欠落	2017. 8.25	輸入された加工食品を小分け包装したそうざい2商品(「たけのこ土佐煮」「きんぴらごぼう」)に、原産国名「中華人民共和国」を表示せず販売していた。

製品輸入の場合は「原産国名」を記載し、輸入製品を小分けした場合にも加工者として「原産国名」が必要です。理由は何故でしょうか？

※ 回収事故の解説はPage2-2(会員)で記載しています。

## 【問35】

下記の【A】欄の数字に最も関係のある項目を【B】欄から一つ選びなさい。

### A欄

- ① 27
- ② 454
- ③ 14
- ④ 20
- ⑤ 33
- ⑥ 37
- ⑦ 2
- ⑧ 8
- ⑨ 11
- ⑩ 0.01

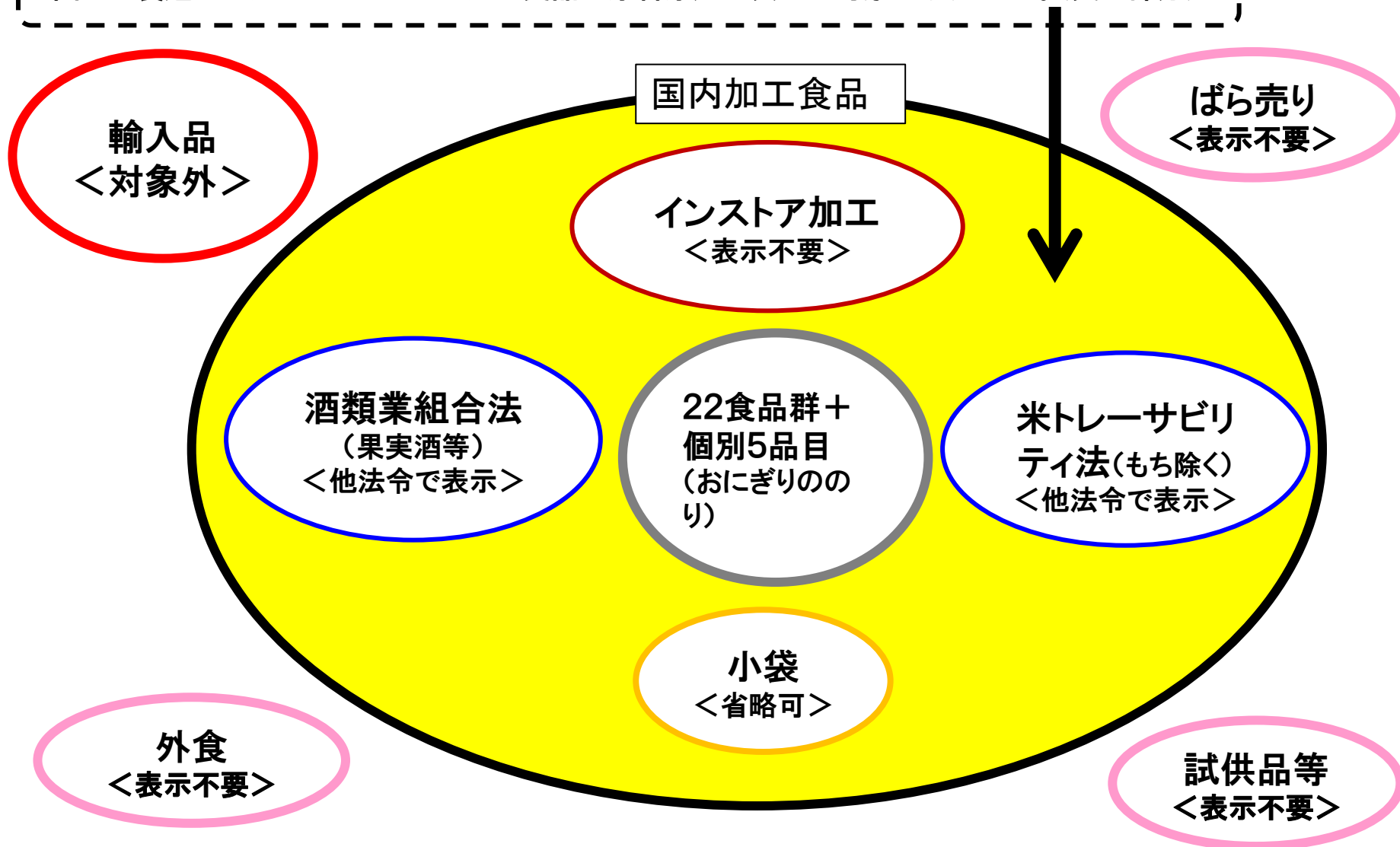
### B欄

- ア 遺伝子組換え対象加工食品
- イ 既存添加物
- ウ 香辛料
- エ 原料原産地名
- オ 栄養成分
- カ アレルゲン陰性
- キ 指定添加物
- ク 栄養機能食品
- ケ 複合原材料
- コ ポジティブリスト
- サ 一括名
- シ 対象農産物
- ス 特定原材料
- セ 加工デンプン

※ 正解と解説はPage3-2(会員)で記載しています。

# 【案内と解説】 原料原産地表示の対象

国内で製造又は加工された全ての加工食品が原料原産地表示の対象になりました。(黄色部分)



## コラム【Q&A】

---

調味料  
(有機酸等)

調味料  
(アミノ酸等)

**【Q65】 調味料(アミノ酸、核酸、有機酸、無機塩)において重量順ですと調味料(アミノ酸等)になりますが、調味料(有機酸等)とすることもできます。どのような場合にできるのでしょうか？**

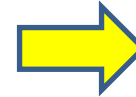
※ 解答と解説はPage5-2(会員)で記載しています。

### 製造地表示

対象原材料が中間加工原材料である場合は、原則として、当該中間加工原材料の製造地を「〇〇製造」と表示します。ただし、中間加工原材料である対象原材料の生鮮原材料の原産地が判明している場合には、当該原材料名と共にその原産地を表示することができます。

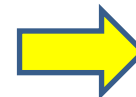
台湾産のほうれん草をブランチングして、冷凍保管した加工食品を日本に輸入し、当該原料を国内で重量割合1位の原材料として使用した場合

原材料名 ほうれん草(台湾製造)



適切ではありません。

原材料名 ほうれん草(台湾)



適切ではありません。

ほうれん草の文言から生鮮食品を使用したと理解されるためです。生鮮食品に対し、加工食品としての「〇〇製造」は適切でしょうか？

※ 解説はPage6-2(会員)で記載しています。

海外の食品表示の内容を知ることにより輸出や輸入業務に役立ててください。東南アジアを中心に主要国の英文対訳を掲載します。

## 原文

The methods of analysis used should be those published in the most recent versions of the "Official Methods of Analysis of AOAC International". Other collaboratively studied methods such as those published by the International Organisation for Standardisation (ISO) and the Nordic Committee on Food Analysis (NMKL) are also acceptable. In house or journal methods with adequate method validation data may be considered if they are validated for the food matrix being analysed.

## 対訳

使用される分析方法は、最新の翻訳された公式分析方法であるAOAC法で公表されたものでなされる。他の共同研究の方法、国際標準化機構(ISO)と北欧食品分析委員会(NMKL)によって公表されたものも許容される。

会館または学会誌で適切な方法検証データを持つ方法は、彼らが食品基盤のために検証されているならば、熟考される。

<単語集> versin: 翻訳      Official Methods of Analysis of AOAC international: AOAC法  
Collaboratively: 協力的に      International Organisation for Standardisation (ISO): 国際標準化機構  
Nordic Committee on Food Analysis (NMKL): ノルディック食品分析委員会      validate: 確認する

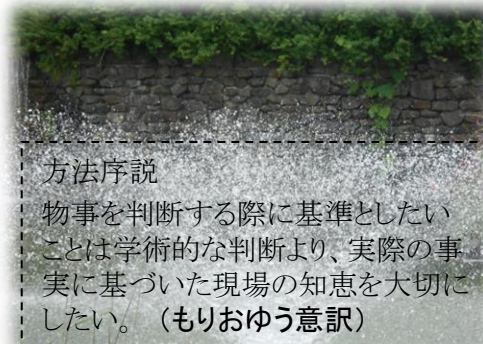
【次号10月につづく】



# A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定の公開情報の閲覧利用を希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(なんと月にコーヒー1杯の価格)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。会員の方には無料で法令の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上に困って時のご質問もお待ちしております。今年度は実務に役立つ内容になるよう、発信してまいります。

## 月刊 こう食品法令 【2017年 9月号】



著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。